

一般社団法人 岩手県損害保険代理業協会 主催

# 2022年 代理店賠償セミナー

従業員の皆様と一緒に、保険代理店の賠償事故事例について考えてみませんか？

12月2日 (金曜)  
14:00～16:00  
(受付 13:30～)

セミナー会場

盛岡地域交流センター  
マリオス  
185・186 会議室  
(住所) 盛岡市駅西通2丁目9-1

## 保険代理店の賠償責任と 最近の事故例

講師：山本 高久 氏

Chubb損害保険株式会社「日本代協新プラン 委託講師」(元日本損害保険代理業協会 企画推進部長)

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によつては、講師自身がWeb配信となる可能性があります。



「説明誤りなどにより、契約者や保険会社から法律上の損害賠償を請求されたら…」  
保険代理店が置かれているコンプライアンスの環境を、保険業法の改正も踏まえて再確認しながら代理店にとっての、いわゆる「保険のプロのための賠償責任保険」の必要性を解説していただきます。また、全国で起こっているトラブル事例から“生きた教訓”を学び、代理店経営品質の向上にお役立てください。  
「賠償セミナーは一度聴いたことがあるから…」ではなく何度でも、そしてできるだけ多くの皆さんに聴いていただきたい内容です。

参加申込みは専用フォームから！

<https://forms.office.com/r/f377V7dHSp>  
(岩手県代協事務局)



申込み〆切り  
11月25日(金)

《問合せ先》



一般社団法人  
岩手県損害保険代理業協会

〒020-0025  
岩手県盛岡市大沢川原3-1-2 盛岡浴友会館2階  
TEL: 019-613-7979 FAX: 019-613-7989  
岩手県代協ホームページ <https://iwatekendaikyo.com/>

従業員の教育には気を配っているけど  
ウツカリ間違った説明をして

**賠償請求されないか**時々心配に…。

**まさか自分が…!?**

**まさかこのお客様の  
契約で…!?**

**もしかして、あなたも賠償請求されるかも!?**

ケース  
1

**想定支払例：高額支払**

「重要事項説明誤り」でも「事務手続きミス」でもなく、保険会社が契約者に対し支払った保険金を「保険会社の引き受け方針に反した契約締結を行った」として、代理店に高額が求償されたが、和解で解決し、支払いとなったもの。

ケース  
2

**想定支払例：約200万円**

【そんぽADR】に持ち込まれた事案で、申立人と保険会社とで和解が成立したが、保険会社から代理店に求償が行われ、結果的に支払いとなったもの。

**そんぽADRへの相談・苦情・紛争は2021年度受付28,322件**

損害協会のお客様対応窓口である【そんぽADRセンター】には、損害保険に関する苦情や相談が消費者から寄せられ、2021年度はその合計が28,322件となっています。

紛争となり、代理店が損害賠償請求される案件も少なくありません。保険金を支払った保険会社から代理店への求償も進み、今後、代理店が抱える賠償への不安が高まっています。

**代理店を守る!**

**代協会員はリーズナブルな保険料で「代理店賠償責任保険」に加入できます。**

(保険料例) 募集人3人で年間保険料14,000円



万一の場合に備えて保険の重要性を伝える仕事をしている代理店自身が、損害賠償請求への備えをしなくてよいのでしょうか!?

一般のビジネス保険では、賠償請求に対応できません。

代協会員は、リーズナブルな保険料で“代理店と募集人を守る”ための団体保険、代理店賠償『日本代協新プラン』に加入できます。

詳しくはこちらを  
ご覧ください。

